

平成26年度福岡市こども・子育て審議会
目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」専門委員会

【期 日】平成26年5月30日（金） 13:30～15:30

【場 所】天神ビル11階10号会議室

【出席者】

○委員7名

増田会長、大谷副会長、安部委員、菅委員、杉原委員、藤田委員、松本委員

※欠席委員3名

元山委員、森住委員、山下委員

○市関係者

池見こども部長、松本子育て支援部長、藤林こども総合相談センター所長

他関係課長

【次第】

○議題 第4次福岡市子ども総合計画素案（目標1）について

開会

○事務局 それでは、お時間になりましたので、ただいまから平成26年度福岡市こども・子育て審議会、目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」専門委員会を開催させていただきます。皆様には、午前中の審議会に引き続きご参加いただきまして、大変お疲れさまでございます。ありがとうございます。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例施行規則第9条の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、目標1の専門委員会委員10名のうち、今現在7名のご出席をいただいております。本日の会議は成立いたしますことをまずご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議題1

「目標1専門委員会」会長・副会長の選出について

○事務局 それでは、議題1、「目標1専門委員会」会長・副会長の選出に入らせていただきます。

専門委員会の会長、副会長につきましては、こども・子育て審議会条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、委員の互選によることとされております。どなたかご推薦がありましたらよろしくお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○事務局 特に意見がないようでしたら、事務局から提案をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 それでは、提案をさせていただきます。

会長には、本審議会の権利擁護等専門部会の部会長であられる増田先生をお願いしてはいかがかと考えております。また、副会長には、子どもNPOセンターの大谷委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

〔拍手〕

○事務局 ありがとうございます。

増田委員、大谷委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、会長、副会長のお席にご移動をお願いいたします。

では、増田会長、議事の進行を今後よろしくをお願いいたします。

○会長 わかりました。

皆さんこんにちは。午前中に引き続き会議ということで大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。九州大学の増田と申します。3時半には終わりたいと思いますので、議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

大谷副会長、ご挨拶を。

○副会長 私だけが専門外のような気がしております。もうほんとうに素朴なところでいろいろお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

議題2

第4次福岡市子ども総合計画素案（目標1）について

○会長 それでは、議題2、第4次福岡市子ども総合計画素案（目標1）についてに入らせていただきます。

2月に開催した平成25年度第2回審議会では、計画の総論や全般的なことについて審議が行われております。また、本日の午前中の審議会では、総会、目標2・目標3の専門委員会での審議状況についての報告が行われたところでございます。本日は、目標1であります子どもの権利を尊重する社会づくりの専門委員会になります。

まず、目標1につきまして事務局から説明をしていただいた後、目標1は前半と後半がありますので、前半と後半に分けて審議をさせていただきたいと考えております。15

時半までになっておりますので、議事の進行にご協力よろしくお願いいたします。最初に事務局から全部を説明していただいて、審議が前半と後半に分かれるという形になります。

では、事務局の方、よろしくお願いいたします。

(事務局より説明)

第4次福岡市子ども総合計画素案（目標1）について

○会長 どうもありがとうございました。それでは、審議に入らせていただきます。

先ほど申しましたとおり、まず審議は、目標1の1から3、子どもに関する相談体制の充実、それから児童虐待防止対策、最後に3、社会的養護体制の充実の部分について、2時40分をめぐりに審議をさせていただきたいと思います。

ご意見をいただく前に、私のほうから少し補足をさせていただきます。社会的養護のあり方検討委員会の委員長をしております、午前中も報告をさせていただきましたけれども、今報告をしていただいたものに補足して意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、情緒障がい児短期治療施設が必要であるということを午前中にも述べましたけれども、150万都市で情緒障がい児短期治療施設がないというのは、ほかのところに子どもさんを入れることになりますし、医療的・心理的・専門的なケアが必要になってきますので、ぜひ情緒障がい児短期治療施設をつくることを入れていただきたいということ。

2点目は、家庭支援センターですけれども、東区に1カ所、南区に1カ所増設をしていただきたい。利便性を考えると、各区域にそういう支援センターが必要であるということです。

3点目は、子どもを支援するための自立援助ホームを2カ所増設していただきたい。

その3点が今のご説明にはありませんでしたが、あり方検討会としては提案をしておりますので、その部分も含めて審議をしていただけたらと思います。

審議の時間が2時40分までの40分間と短いんですけれども、まず、子どもに関する相談体制の充実からいきたいと思います。ご意見ありましたら、どうぞ積極的に言っていただきたいと思います。

○委員 今、話にありました、子ども家庭支援センターなんですけど、役割というか、児童相談所と区役所と子ども家庭支援センターの役割分担がはっきりしないので、それはこの中に書いたほうがいいと思います。もしかしたらこの中ではなくて、どこかにあるのかもしれないけど、ここにも書いたほうがいいのかないかなと思いました。

その一つ上に区役所の相談体制の充実とあるんですけれども、例えばその横の34ページは「区子育て支援推進」と書いてあって、相談体制だけではなくて支援体制づくりが必要で、児相と区役所の役割分担を考えると、区役所は身近な相談先でもあるんですが、やっぱり援助が中心だと思うので、相談支援体制ということかなと思いました。

それから、被害に遭った子どもへの支援のところでは、臨床心理士会が結構頑張っていますよね。だから、そことの連携ということを入れたほうがいいかなと思いました。

相談体制についてはそれぐらいで。

○会長 ありがとうございます。

3点ありましたけれども、子ども家庭支援センター、それから区の支援センター、児相との役割分担の明確化と、どう連携するのかという文章をここに入れたほうがいいということです。それから、児相と区役所の支援体制について、もう少し明記するべきだということと、被害については、県の臨床心理士会が中心になってやっておりますので、県の臨床心理士会等との連携についても明記をしたほうがいいんじゃないかというご意見です。

今のご意見に関しては、挿入したほうが私としてはいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○委員 要望ですから検討してもらったらいいです。

○会長 事務局から、何か今の件に関してありますか。要望として上がっているということです。

○事務局 そういう方向で検討したいと思います。

○会長 じゃあ検討していただくということで、文面に関しましては、また相談していきたいと思います。では、検討よろしくお願いいたします。

そのほかありましたら、どうぞ。

今、一つ一つやっていますけれども、三つまとめて、どこかお気づきの点がありましたら自由にご発言ください。

○委員 二つ目の児童虐待防止対策について、先ほどの会でも言いましたように、新生児訪問はいいと思うんですが、特に新生児は、全ての母親が不安なんですよね。でも、先輩のお母さんたちでサポートできる部分もあるし、かなりハイリスクな部分もある。だ

から、アセスメントが要るような気がするんです。全ての新生児に保健師さんが行く必要はないのかもしれないけれども、ハイリスク家庭へのかなり専門性の高いというか、そういう……。だから、保健師さんに活躍してもらうところを前提にして、NPOや地域の子育て支援の活用について、特に未然防止のところで考えたらどうかなと思いました。

もう一つ未然防止で言えば、後ろのほうに子どもの貧困の話があるんですけど、貧困やひとり親、DVのような、ハイリスクがわかっている家庭への虐待が起こる前への積極的な介入の仕組みというのが、早期発見よりも必要なという気がするんです。全体的なことなんですけど、ネットワークで支える仕組みが薄くて、一つ一つの機関が充実しますみたいな書き方はしているんですけど、それをネットワークとして支えるという発想が少ないかなと思いました。

それに関係するんですが、35ページの（３）関係機関との連携における区の要保護児童地域協議会は、特に個別ケース会議について数値目標を掲げてほしいと思います。つまり、区役所の個別ケース会議というのは、一人の子ども、一つの家庭について関係者が集まって協議をする場なんですけれども、それが一人一人について、特にハイリスクもしくは虐待が起こっている家庭への支援がどの程度行われているのかということが再発防止にとっても大事な気がします。現状どれぐらいあるかわからないんですけど、それを増やすと。つまり、ネットワークで支えるときに、それをまとめるというか、コーディネートするのは区役所の仕事なんですけど、具体的に毎日支援をしていくのは役所ではとてもできませんので、関係機関の皆さんの協力を得ながら支えていく。そのためにはケース会議が必ず必要ですから、それをしていったらいいかなと思いました。

三つ目は社会的養護体制のところ、36ページの３の（２）です。施設の専門的なケアをするために、「施設機能の強化の手法について検討」と書いてあるんですけど、具体的に何をするんだろうと思って。何かあるんだったら、それをはっきり書いたほうがいいですし、人が手当てできれば一番いい気がするんですけど、人でなくても、具体的に施設機能強化というのが何をイメージしているかは知りたいところです。もし今考えていращやることがあれば、それを具体的に書いたほうがいいと思いました。

最後です。37ページに施設に入っている子どもの「子ども向け専用電話」と書いてあったんですけど、施設に入っている子どもだけの専用電話は、すごくコストパフォーマンスが悪そうな気がするんです。だから、ほかのところにもあった、子どもの声を聞く、子どもの相談を受けるといった電話と兼任だったらありかなと思うんですけど、その施設の子どもの向けの相談電話を特別置くというのは、権利擁護では確かにあるんですけども、とてもコストパフォーマンスが悪そうに思えました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

4点ありましたけれども、まず新生児に関しては、ハイリスク群の子どもさんは保健師さんなり専門家がケアをする、それから、NPO等を活用することが必要ではないかということ。

2点目として、虐待が起こる前の介入について、もう少し具体的に施策があったほうがいいのではないかということと、一つ一つの機関がそれぞれ充実することは必要ですが、区役所はコーディネーター機能として位置づけられる。その際に何をするかというと、ケース会議をきちんとやっていく。その中で、数値目標というのが今安部委員から出ましたけれども、数値目標は何の数値になりますか。

○委員 個別ケース会議の回数。

○会長 ケース会議の回数をきちんと明示するというご意見です。

もう一つ、私も関係したところで、社会的養護施設をどう高めるかということですが、ディスカッションの中では、まず研修会の充実と、二つ目は、養成の段階、それから勤めてからの段階でしっかりとした研修会をすることと、スーパーバイズ制度を確立するということです。スーパーバイズがあるかないかで全く違ってきますので、しっかりしたスーパーバイズ制度を整えようという意見です。ですので、安部委員がおっしゃるとおり、この中にも具体的に何をするのかについて、研修会の充実、それからスーパーバイズ制度を整えることなどを明示したほうがいいと思います。

それから、最後に電話の件ですけれども、子どもたちが自分の声をなかなか大人には伝えられない、特に施設の人には伝えられないわけですね。その際に、二つの意見がありまして、一つは、第三者委員が面会に行くと。しかし、第三者委員という関係が薄い人が行ったとしても、さて子どもが話すだろうかという議論になりまして、そうすると、電話があって、電話で今こんなことが起こっているけれどもという相談を受けるほうが、子どもとしては安心して伝えることができるのではなかろうかということで、電話の設置という案になっているところです。

事務局から何か、今の件に関して。

○事務局 まず、新生児訪問の関係のことがありましたので、現状の取り組みをちょっとご説明させていただきたいんですけれども、新生児訪問は今、母子手帳についていますはがきを出していただいた方に、母子訪問指導員という登録していただいた助産師の方に訪問いただいています。全体の約5割からはがきをいただいて、お訪ねしている

ところ。それ以外に、従前、お兄ちゃんのとくに虐待があった、そういった方は、保健師が訪問をしております。

そういった訪問をした際には、EPDSとか産後の赤ちゃんへの気持ち質問票などを使ってお母さんのリスク状況を把握して、その後は保健師が継続して訪問に行きましたり、あと、子ども家庭支援員という制度がございまして、国では養育支援家庭訪問事業という名称なんですけれども、そちらは週2回で3カ月間、場合によっては延長して6カ月間ということで、頻繁に支援ができるような体制をとっております。

そういった形で支援をしているところでございますが、助産師さんなどの専門職による訪問を今後充実していきたいと考えているところです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今ので質問なんですけれども、母子手帳のはがきを送ってきたところに訪問するということですか。

○事務局 はがきを送られてきたところには、今、助産師の訪問指導員という方が訪問しています。はがきを送られてこないところでも、事前にリスクが高いと把握しているところは、職員の保健師が訪問しております。ほかの一般的な家庭については、全ての家庭を民生委員さんに訪問いただいているという形で、かなり重層的に支援をしているところです。

○会長 ありがとうございます。ということは、民生委員、保健師さん、助産師さん、それぞれの専門性に合わせた形で、一応全世帯に訪問されているという理解でよろしいですかね。

今のところに関連して、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員 (6)の子ども向け専用電話なんですけど、すごく素朴な質問をよろしいでしょうか。その施設の中に公衆電話をぽんと置くという感じなんですか。

○会長 そこは、どういう形で置くかということは検討していません。ただ……。どうぞ。

○事務局 子ども向け専用電話というのは、これは既に稼働しているのですが、施設に入所している子どもさんたちがフリーダイヤルで電話ができる専用の回線電話がありまして、そこに電話をしたら、社会的養護にいる子どもたちが、施設の中の生活で困っていることなどを大人に届けることができる。それも、施設の職員に直接そういうことがで

きる子どもたちはそれをしているんですけれども、施設の職員には伝えにくい、相談しにくいというようなことは、その専用電話にかければ、子どもたちが話せるということです。

○委員 ありがとうございます。では、電話がぼんと置いてあるということではなくて、本人が、携帯電話からでも公衆電話からでもいいので、その回線にかけることができるということですね。

○事務局 はい、そうです。

○会長 私の認識不足で申しわけありません。

○委員 ちょっと質問なんですけど、専用電話は今既にあると言われましたよね。すると、書き方として、既にあるものとこれからつくるものがごっちゃに見えるんですよ。既にあるものは、それはそれで悪いことではないので、だから、既にある、さらにこれをつくるということを書かないと、全部これからするように読めてしまう。まあ、そうやって読ませているのかもしれないけれども。

先ほどの訪問事業にしても、こんなふうにやっていますという、既にやっていることとこれからやろうとしていることが見えてこない感じがして。それは、はっきり分けると、これだけしかないのという話になって行政とすれば嫌なのかもしれませんが、これを全部これからやりますふうに見えてしまうところは、これでいいのかなとちょっと思ったりもしました。

○会長 事務局はいかがですか。

○委員 考えてもらったらいいんですけど。

○会長 既にやられていることとこれからやることと峻別しないと、今後、どこに力点を置いて取り組むか、優先順位がつけられないと思うので、そこは整理が必要だと思います。

事務局で何かありましたら。

○事務局 ご確認なんですけど、区の要保護児童支援協議会の個別ケースの会議について、目標として回数を設定するようということでした。この会議は区の子育て支援課が事

事務局を務めていて、受理会議という、ケースに対する処遇方針を決める会議を月1回行っております。これまで受理したケースの進行管理をずっとやっているんですけど、そういった中で、例えばケースごとにA、B、Cとランクを分けて、Aケースについては3カ月に1回とか、Bについては6カ月に1回とか、そういった形で支援なりコンタクトをとったりということをしております。先生の言われていた数値目標のイメージについて、もう少し教えていただければと思います。

○委員 単純に何回やっているという回数だけでいいと思うんです。受理会議が月1回というのは少ない気がするんですけど、役所の中でアセスメントをして、こういう子どもなのでこういう支援が必要、こういう見直しが必要ということを決める受理会議は当然必要だとして、ケース会議というのは、みんなでこのケースをどうしようかと考える会議なんですね。つまり、区役所という行政が直接支える部分とみんなで支えてもらう部分についてきちんと支援が充実して、継続してうまくいっているかどうかを確認するような会議がケース会議です。多分かなりやられているとは思いますが、それがどれぐらいやられているか。

つまり、行政の仕事というのは、直接支援も必要ですけども、基本的にはコーディネーターが中心になっていくと思うんです。これから特に、限られた人材の中で行政の役割は何かと言ったときに、直接支援のために人を増やしていたら切りがないですよね。可能な人に協力してもらいながら地域で支えていく、困ったときはお互いさまというような風土をつくっていくためにも、行政を充実させるだけではなくて、行政はコーディネーター役になっていくことが必要で、それが具体的にどれぐらい進んでいるかをはかる目安の一つが開催回数なんだろうと思います。

もちろん、量ではかるわけですから質を担保しているわけではありませんけれども、でも、数値目標とは多分そういうものですよね。充実度を数値であらわすということで、ほんとうに単純に開催回数でいいと思います。もちろん、中身の精査は当然必要なんだろうけれども、ほんとうに単純に開催回数で、何回ケース会議をしましたかというのは、当然統計の中に入れば済むことですし、何月何日にやった、何月何日にやったということは、区役所でも簡単に拾える数字です。そう思っていますが、よろしいでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○事務局 実情を少しつけ加えさせていただきたいと思います。

個別ケース検討会議につきましては、区によって少し差はありますが、結構な回数がやられていて、その数字は各区の要支援協議会の総会の中で示されております。多いところは100回を超えていたり、少ないところでも三、四十回、そんな数字です。

委員がおっしゃられるように、ネットワークで支援をしていくというのはとても重要なことでありますし、それに向けた区のコーディネート力、区のソーシャルワーク力、ネットワーク力みたいなのをさらに高めていくことはとても重要でありますので、それについての研修など、いろいろ取り組んでいるところではございます。

少し課題として私どもが認識しておりますのは、今各区のそういうネットワークはあるんですけれども、実は、早良区と東区、それから博多区には校区ごとのネットワークがございまして、自主的に展開をされています。この生い立ちはいずれもそれぞれ事情がありまして、保育園を中心にしたところ、学校中心のところ、人権のまちづくりを中心にしたところという違いはあるんですが、そういうものがございまして、こういうのをもっと広めていくのが重要ではないかと思っていて、少なくとも、全くないほかの区——南区や西区などに一つでもつくれば、より地域に密着したネットワークづくりのイメージといえますか、実践が少し進んでいくのではないかとということがあります。

その場合、大きなポイントは、スクールソーシャルワーカーが倍増した、12名から24名になったということでございます。実は、私どもの緊急支援課だけでなく、支援課のケースワーカーには、スクールソーシャルワーカーの個別の教員なんかからしょっちゅう相談などがされている状況があります。各校区にそれをつくっていくときに、少しスクールソーシャルワーカーの方が中心となりながら、区と一緒にしながら、そして地域とも一緒にしながら取り組めたらいいのではないかと感じたりしております。

それから、区の抱えている継続ケースにしろ、私どもが職権で保護するようなケースにしろ、共通しているのは、母子世帯が非常に多いですし、なおかつ生活保護世帯、生活保護世帯ではないけれども非常に生活に困窮をしている、あるいは父子世帯、あるいはステップファミリー、こういうご家庭が多くございまして、そういうご家庭に支援を届けていくに当たって、実はみんな苦労しています。シャットアウトされていくところがございます、そういうご家庭にアクションをしていくソーシャルワーク力といいますか、お互い、地域のいろいろなネットワークのそれぞれの立場や役割の中で、どのようにそういうご家庭にアクセスしていく力を高めていくかというのは、とても重要です。

以前、安部先生の講義を聞かせていただきましたけれども、30秒間の50回訪問のようなことも含めて、もう少しそこら辺での我々の力を高めていくことも重要だなということと話合っているところです。

○会長 ありがとうございます。

ネットワークづくりのヒントですね。校区でモデルになっているところがあると。そして、行政はコーディネート力が必要であるということ、それから、ケース会議、受理会議に関しては十分されておられますけれども、しっかりと実績と数値目標を書いたほうがいいのではないかとということだろうと思います。

○事務局 補足でご紹介だけさせていただきます。

未然防止の中の医療機関のネットワークの関連なんですけど、実は福岡市で、26年度、今年度から、児童虐待防止の医療ネットワークという事業を始める準備をしております。地域の小さな個人病院で、来られた子どもさんについて虐待で通報するかどうかをためらうような事例もありましたので、小児科のあります拠点の病院、大きな総合病院にコーディネーターを1人置いて、そういう相談に乗ってもらうようにしたいと考えています。また、そういった地域の医療機関の医師に対する虐待対応の研修も、そのコーディネーターが行っていくということで、今のところ7月から始めるように準備している状況です。補足で説明させていただきました。

○会長 ありがとうございます。

今の医療ネットワークの分は、児童虐待を事前に防止するという意味では非常にいい方法だと思うんですけども、それが記載されていないのはなぜなんですか。

○事務局 これから入れたいと思います。

○副会長 総合計画ですので、私は、5年後のゴールのイメージを持ちたいと思います。何回会議をすればいいというのも、なかなか私としては想像しにくい状態ですので、結果として子どもにどう出るか、相談件数が減るとか虐待の件数が減るというような意味の数値目標というのが一つあって、そこに向かってどういう状況をつくればいいのかを考えるのが、私にとっては考えやすいですね。

5年後に地域の状況がどうであればいいんだろうと考えながらずっとお聞きしていたんですけど、私も、ネットワークというのは決め手だろうと思います。これまでずっといろいろなことにかかわってきて、未然に防ぐという状況をいかにつくるかということは、起きたことに対してどう対応するかということとつながることで、その機能を地域につくるということが大事なことだろうと考えます。

いろいろな子どもの問題をすくい上げるネットワークの網の目を、限りなく細やかにしていくというんですか、いろいろな専門分野、それから市民レベルのいろいろなネッ

トワークをさらにネットワークしていくとか、そういうことをずっと広げていく。実際には校区単位でできているところもあるというお話でしたけれども、そういったところをモデルにして、それに学びながら普及していくとか、可能性のある地域は意識的にモデル事業として取り組んでみるとか、いろいろなやり方でアプローチしていくことが可能だろうと思うんですね。

ネットワークを限りなく細やかにつくり上げて、子どものいろいろな事態に対応できるようにするためには、先ほどから委員がおっしゃるように、コーディネート機能が非常にポイントだろうと思います。区役所にそのコーディネート力を持つ部分を築いていくことは可能ではないかと思うんですけど、例えば、そのあたりの仕組みをきちんとこの5年間でつくっていくんだということを盛り込んでいくといった考えはできないでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

今の副会長のご意見は、5年後にどのようなになっているかというもう少し具体的なイメージをしっかりとこの中に入れたほうがいいのではないかと。その一つのヒントとして、先ほど出ましたように、校区の中でネットワークが既に構築されてあるところをモデルとして示したり、医療の拠点モデルもあるようなので、それをモデルとして示した上で、5年後の姿を描いてはどうかということでした。また、区役所にはコーディネーター機能が必要だろうと。ネットワーク、コーディネーターといっても抽象的過ぎるので、じゃあどういう仕事を誰が担うのかを具体的に明記することが必要ではないかというご意見だと理解をしたんですけども、事務局いかがでしょうか。

○委員 検討してもらったら。今すぐ答えなくても。

○委員 今、要保護児童支援地域協議会のお話が出ていて、それに関連してなんですが、とんちんかな質問をしてしまったら申しわけありません。今、校区で要保護児童の支援協議会があってというのはすばらしいなと思って、今のモデル校区みたいなのをという副会長のご意見もすばらしいなと思って聞いていたんですが、この協議会のメンバーが医師、弁護士、警察、教育、保育となっています。教育は小学校かなとか、保育は保育園とか幼稚園かなというのがわかるんですけども、この協議会というのは、親子分離する前の段階の、ちょっと気をつけたほうがいい親子さんの協議会なんですよ。

○委員 両方ですね。

○委員 例えば、親子分離するのが必要であるとか、ショートステイが必要であるとかいうことになる、里親さんや児童養護施設の方の参加というのがこの中に盛り込まれる必要があると思うんですが、そこは入っていないんでしょうか。

○会長 事務局、いかがですか。36ページの要保護児童支援地域協議会のメンバーのことですけれど。

○事務局 要保護児童支援地域協議会は、法律では要保護児童対策地域協議会となっていて、福岡市では支援と言っていますが、もともと、要保護児童の支援についてネットワークをつくって、参加団体、参加者に法律上の守秘義務を負わせるかわりに、情報をきちんと共有しなさい、そして、関係機関が連携していち早く発見や支援に取り組みなさいという趣旨だと思っています。この要保護児童は法律で定義されています。この要保護児童、さらに要支援家庭や特定妊婦も対象とすることになっておりますので、広い意味で子育てについていろいろな問題を抱え、支援を要するようなご家庭、あるいは妊婦の方への支援を協議していく場だと理解しております。

各区は大体同じようなメンバーですが、経緯が少し違うので違うところもございます。児童養護施設がある区は、中に児童養護施設も入っております。ですから、東区の要対協には委員に入っていていただいておりますし、早良区であれば福岡子供の家が入っております。ただ、里親さんに関しては、残念ながら入っていないと思います。あと、産婦人科が入っているところとか入っていないところであるとか、そういう多少の差がありますけれども、大方はここに書いているようなメンバーが入っています。

○委員 ありがとうございました。午前中の、あり方委員会でショートステイ里親というのがあって、すばらしいシステムだなと思ったんです。そのメンバーに区の里親さんの代表みたいな方に入っていいただければ、そういうことだったら近くの里親さんで1週間ぐらい預かりましょうという話になって、いいかなと思ったものですから。済みません、私が言うことではないんですけど。

○委員 済みません、私の研究テーマで、専門で勉強しているので。

区の要対協という会議体は幾つかあるんですけど、その一つは、警察や弁護士、区の小児科の先生などの、それぞれの代表が集まる代表者会議なんですね。さっき言った個別ケース会議は、ある子どもに直接関係がある人たち、つまり、その子の担任や主治医、かかわっているケースワーカーや保健師さんなど、具体的にその家庭に携わっている人たちが集まる会議なので、別物だと思ってください。

区でつくる要保護児童対策地域協議会と校区ごとの協議会は、多分全然違う気がするんです。校区ごとに要対協があるととてもいいと思うのは、地域なので、訪問するのも、あそこで赤ちゃん生まれたらしいよといったらみんなが声をかける、ちょっとあの人心配よねといったらみんなが声をかけるという仕組みづくりが可能で、要対協がそのきっかけになり得ると考えるからです。先ほどの保健師さんが行っています、助産師さんが行っていますという専門家が行くのは違って、地域の人たちが「心配よ」「大丈夫」「手伝うよ」と言ってくれる仕組みづくりは校区のほうがやりやすくて、そういう雰囲気気が地域の中にあると、安心して顔見知りの人たちが声をかけ合う、助け合う仕組みをつくっていける。だから、行政がやらなければいけないこともあるんですけど、行政がやり過ぎてしまうと、地域が行政に頼ってしまって、自分たちは関係ないとなってしまうこともあるので、そこら辺は、どう地域づくりを考えていくかということにもつながってくるのかなとも思いました。なかなか難しいです。

逆に言うと、そんなふうにみんなが気にし出すと、通報も増えるので、虐待件数は減らないかもしれない。ですけど、深刻な虐待は減るんですよ。気になるレベル、ちょっと心配なレベルで発見されてサポートが入っていくので、相談件数は減らないんだけど、でも、子どもにとってはとてもいいサポートが入る。ちょっと心配なケースが危機的になる前にサポートが入るような仕組みづくりなので、数値目標で虐待が減るというのは理想ですけど、難しいかもしれないとちょっと思ったりもしました。

○会長 整理しますと、ここに載っているのは要保護児童支援地域協議会で、全体ですね、このような会議の代表的なもので、ご意見のあった校区の中の要対協というのは、個別のケースに柔軟に対応できる、それが地域づくりとつながっていくというものです。

もう1点、里親のことが出ましたが、あり方検討委員会の中でも、里親同士が学ぶ場なり交流の場が欲しいということがありましたので、それは、校区の要対協や、ここに書いてある全体の要対協の中に里親さんが入るのも一つありかなとは思いますが、そのほかありましたら。

○委員 委員ですけども、警察行政という立場でちょっと話します。言えるところは児童虐待とかいじめの部分で、特に児童虐待の部分なんです。

警察と児相とは、ほんとうに福岡市は連携をとってやっています。その中で、この児童虐待防止対策の34ページの(1)では未然防止について書いておられて、この内容を見る限り、母親中心の取り組み、母親に対する支援に目を向けられているんですが、実際に警察が扱う児童虐待で、加害者は誰かと言ったら、父親が多いんですよね。内縁の夫なり義理だったり、要は父親が直接的な身体的虐待、性的虐待をやっているわけです。

ここではどうしても妊婦とか母親中心になっているから、行政的に父親に対する未然防止という意味での取り組みについて何か考えられることがあれば、その辺を入れるべきじゃないかという、単純な私の考えです。

警察的な話まで行くということは児童虐待も進んでいるわけで、我々が見ている分では、母親ということはほとんどありません。常に父親の虐待事案として捉えていますので、行政的に福岡市さんで、父親もしくは内縁の夫に対するアプローチなりができないかと思っています。

○会長 ありがとうございます。

ほんとうに新しい視点といいますか、目からうろこといいますか。確かに、虐待という母親のイメージでずっと議論をしてきていましたけれども、父親をどうサポートしていくかという視点というのは、この文面からはなかなか読み取れませんが、事務局から何かありますか。

○委員 ハイリスク家庭という記述はあって、それを父親と読めないことはないのかと思うんですけども、ざっと見ていたら母親かなと思ひまして。

○事務局 お聞きして、なるほどなと私も思ったところです。確かに、亡くなっている子どもの多くは乳幼児で、そこに目が行ってしまして、そこで未然防止をどうするかを考えているんですけども、おっしゃるように、一方では、深刻な虐待死の事案の中には、少なからずステップファミリーの継父、内夫が加害者である場合や父子世帯である場合がございします。私どもが職権保護するケースの1割はステップファミリーですし、1割は父子世帯でございしますので、父親に対する何らかの支援というのはあろうかとは思ひます。

ただ、何せ、父子世帯である、ステップファミリーである、あるいはいろいろなことを捉えて、何らかの支援を届けるように私どもが働きかけるとして、お父さんに出会うのはなかなか難しいところがございします。お仕事をしておられるというようなこともございまして、家庭訪問というのはなかなか難しいところです。

特に、体罰があつて、それで我々が家庭訪問して、体罰の加害者であるお父さんに会う。その会うところまでも随分時間がかかることがございしますけれども、そこで体罰の有害性についてお話をして、体罰について改めるということはあると思いますし、中には、少し定期的に通っていただいて体罰の有害性についてずっとお話をする機会もございしますけれども、非常に散発的な、単発的な事後対応みたいなことでございしますので、ステップファミリーや体罰志向型のお父さんに対する未然防止的な対応というのは、も

っとあったほうがいいなと確かに思います。なかなか難しいところがありますが、何か考えるべきかと思います。

DVの対応の中では、DV加害者に対する支援プログラムを以前アミカス等でやっていたことがございますので、そういうことも考えるべきなのかなと思ったりします。

○委員 事案的には、お父さんが児童虐待をやっているのはわかりながらも母親がとめてないんですよね。場合によっては取り込まれているような状況があります。仕事されていて、なかなかお父さんに直接的なかわりができない場合については、早い段階で、そういうふうに陥らないように母親に対して指導したり共有するために、何かあったらすぐ報告しなさいよみたいなことが言えればいいかと思いますけど。

○会長 ありがとうございます。

○委員 児相で、アンガーコントロールやペアレンティングトレーニングのような、子どもへの接し方や怒りのコントロールの講習とかはしてないんですか。

○事務局 そういうグループでの指導という形ものは今現在は体系的にはやっておりませんが、個別のケースに関して、そういう手法を取り入れて、親御さんたちに、子どもにどんなふうにかかわっていったらいいのか、しつけと体罰の違いというようなことをお話ししているところです。

○委員 予防には、第1次予防、第2次予防、第3次予防というのがあって、第3次予防とは再発防止なんですよ。だから、暴力的な父親を未然に発見するのはかなり難しいんですけども、そういう話があった親御さんに、もう2回目3回目はさせない、ちょっと殴ったところで発見してきちんと殴らないしつけを教えて、重大な事件にならないように未然に防止するという意味での未然防止は可能な気がするんですね。

最初に殴ったのを殴らせないようにするのは、かなり難しい気がするんですけど、再発防止まで予防と考える。つまり、子どもにあざがあったとか、たたかれたと子どもが言ったとか、命にはかわからないけど、そういう身体的な虐待を受けている子どもはかなりのいますので、そういう子どもが再度殴られないようなプログラムに重点的に取り組む。既にやっていらっしゃることでもありますから、それをもっと積極的に、怒りのコントロールとか、たたかないしつけを、主に加害者である力の強い男性に確実にしていく。それをプログラムとするか、それとも積極的に取り組むか、書き方はわかりませんが、委員の話を聞いて、何かはつきり書いたほうがいいのかもしれないなと思いま

した。

○会長 ありがとうございます。いろいろな意見が出ました。もっともっと議論したいんですけども、時間の都合で次に行きたいと思いますが、今出ました意見を踏まえて……。

○事務局 36ページの3番の社会的養護体制の充実の項目につきましては、この総合計画の前の審議が2月4日に行われたと思います。その後に社会的養護のあり方検討会が開催されましたので、この部分につきましては、社会的養護のあり方検討会で論議していただきご提言いただいた内容をこの中に盛り込まないといけないと思っておりますので、3番につきましては修正が入ることになると思います。

○会長 ありがとうございます。そうしましたら、3番については修正が入ることということで、あと、ネットワークのことやアンガーマネジメントの研修などについての意見が出ましたので、検討して提案書の中に入れていただけたらと思います。

時間の都合上、次に行きたいと思います。目標1の4から8、障がい児支援、子ども・若者支援、子どもの貧困問題への対応、子どもの権利の啓発、子どもの社会参加のところについて、ご意見をお願いいたします。

○委員 障がい児支援のことでお尋ねします。私は目標2の委員会にも参加させていただいて、そのときにもお尋ねしたんですが、50ページに障がい児保育というところがあります。保育に欠けて発達におくれがあるお子さんたちは、保育園で加配の先生がついて手厚い保育を受けることができるということなんですが、保育に欠けないけれども発達におくれがあり、通園施設に通うところではなくて幼稚園に行っているけれども、個別に対応が必要なケースもすごく多いかと思うんです。この中の38ページの療育体制の充実強化というところで、「障がい児が通う幼稚園、保育所、認定こども園等への支援及び障がい児施設等での日中一時支援事業」の中に入るのかと思うんですが、具体的にそういう子どもたちにどういう支援がされているのかをお聞きします。

○会長 ありがとうございます。ではどうぞ、事務局。

○事務局 幼稚園につきましては、そういう障がい児を入園させてある園に、市から年間1人5万円の補助をしてございますと同時に、福岡市が直接、社会福祉事業団と委託契約を結び、そういう園児を抱えていらっしゃる幼稚園に対して、先生方に対する電話相

談や、あるいは直接担当者が園に出向き、そこで研修会と申しますか、そういったものを行ったりするようにしてございます。

以上です。

○事務局 福岡市あいあいセンターや西部療育センター、東部療育センターがございまして、幼稚園、保育園に行かれていて発達障がいのお持ちの方とかは、そちらで障がい児のグループをつくっていまして、年齢によるんですけど、月1回ないし月2回来ていただいて、いろいろな支援をしているところです。先ほどありましたように、保育園や幼稚園に事業団の職員が行きまして、研修とか個別の支援などもやっております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。私は今、福岡市の教育里親の制度で発達にちょっとおくれがある子どもを養育させていただいて、現在保育に欠けていましてので幼稚園に行っております。市からの補助金が5万円と、あと、あいあいセンターのグループにも参加させていただいているんですが、あいあいセンターのほうに年10回なんですね。あと、電話相談や幼稚園に対しての訪問支援事業というのがあるんですけど、これも、幼稚園が福岡市に120とか130あると思うんですが、それに対して対応なさる先生は現在1名で、なかなか日にちもとれないと聞いております。

年間10回で、あと、市からの補助金が5万円というのはちょっと心もとない気がするんですけども、もう少し回数が増やしたりとか、電話相談や訪問支援事業の先生を増やすことは可能なのかなと思ってお尋ねしました。

○会長 どうぞ、事務局から。

○事務局 幼稚園の支援なども今後強化していきたいと思っております。

○会長 やっているけれども、今後の検討課題として、回数なりクオリティーの問題なりをきちんと明記していくということだろうと思います。

○委員 そうですね。あと、補助金が、学校法人の幼稚園は県から年間40万入るんですが、学校法人でない幼稚園、宗教法人などが経営する幼稚園は補助金が一切入らないので、ちょっとそこで格差が生まれている気もいたします。まあ、県のことなんですけど。

○会長 検討をしていただけたらと思います。そのほかに。

○委員 38ページの（３）、発達障がい児とその家族の支援というタイトルなんですけど、これは分けたほうが良いと思います。発達障がい児への支援と障がい児の家族への支援という二つですね。発達障がい児の家族支援も必要なんですが、発達障がいじゃない障がいのある子どもさんへの家族支援も必要です。中身はかぶることも多いかもしれませんけれども。

37ページの（１）には家族を含めた支援というのが書いてあって、主な事業の中には就労の促進のところに教育と福祉の連携も入っていますが、障がいがあって、ひとり親で、貧困もあって、虐待もあってみたいな重複があることもあります。つまり、障がい児に対しても、家族に対しても支援が必要という子どもも多かったです。教育と福祉との連携、そしてスクールソーシャルワーカーの活用とか、やっていらっしゃることは多分多いと思うんですけども、だから、発達障がい児への支援と障がい児の家族への支援という、別立てにしていただければありがたいと思います。

もう一つ、ひきこもりの子どもたち・若者への支援のところですね。これは子ども計画なので入らなくてもいいのかもしれませんが、18を超えたひきこもりはどこに行ったらいいかということを書いてほしいと思うんです。子ども支援計画かと思ったりもするんですが、でも、どこも書いていないんですよね。これは書かない、書けないのかな、あるんだったら書いてほしいなと思いました。

以上です。

○会長 発達障がいのところは項立てを二つにしたほうが良いのではないかと、18歳以上のことですね。あり方検討委員会では、そのところも議論して少しは書いているんですが、こちら側にそれをしっかりと書いてもらえればと思いますけれども。

○事務局 前回の計画から、今回、発達障がい児とその家族の支援について新たに追加いたしました。従来から家族の支援は重要だと思っているんですけど、今現在、発達障がいの課題がすごく大きくクローズアップされてきておりますので、この三つ目の項目は、主に発達障がいを中心にこれから取り組んでいきますということを意思表示したくて追加しております。

以上です。

○会長 それで、発達障がい児の支援と家族の支援と分けたほうが、より明瞭になるのではないかとご意見なんです。

○事務局 多分今のは、障がい全般の家族のご支援と、別にまた発達障がい児のご支援という項立てだと私は受け取ったんですけど。障がいの家族の全般の支援は、2番の療育体制の充実強化とは若干違うのかもしれないんですが、そちらでちょっと触れさせていただいていると思っていて、発達障がいのお子さんの支援も重要なんですが、特に家族の支援が重要だなと考えておりまして、こういった記載にさせていただいているところなんですけれども。

○会長 よろしいですか。

○委員 こういう書き方で障がい児支援とすると、どうしても障がいのある子どもへの支援になるんですよね。ところが、障がいのある子どもの兄弟も結構いろいろな課題を抱えていたりとか、障がいを持つ子どもに対して親が過剰に反応するようなこともあったりとか、障がいがあるがゆえに療育施設に通わなければいけないので仕事ができないとか、いろいろな家族の問題が出てくる。そうすると、家族の問題が二つ並ぶことになると思うんです。ここら辺は書き方の問題なので、今日返答してもらうことではなくて、内部でもう1回検討していただければいいと思います。

○会長 では、そのところは検討してください。

そのほかのところで、ありましたらどうぞ。

○事務局 先ほど、ひきこもり支援の部分でご質問があったので、その回答をさせていただきます。

一応福岡市では、ひきこもり支援ということで、こども総合相談センターで、20歳未満の子どもたちの思春期相談の一つとして、ひきこもりの相談を受けております。当然、集団支援、あるいは相談員派遣という形でひきこもり支援をやっております。20歳以上になりますと、基本的には精神保健福祉センターで支援しておりまして、そちらでも当然、集団支援というようなものをやっております。あと、私どものえがお館だけでやっているのではなくて、20歳未満については、九州産業大学に委託して、ワンドというところで居場所活動や相談支援活動をやっています。そういう形で、曖昧ですけども、年齢を一応20歳で大体区切って支援をやっています。表記については検討してまいりたいと思います。

○事務局 関連して、資料の3ページを開いていただきたいと思います。この総合計画は、子ども・若者計画ということで、若者はおおむね18歳から30歳までを対象としておりま

すので、18歳を超えた若者についても書いていきたいと考えております。

以上です。

○会長 では、18歳から30歳も含めて見直していただきたいと思います。

○委員 全く別の話なんですけど、32ページで、成果指標として、子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合が、現状値これだけで目標値これだけということで、この数字を上げるのはとても難しいことだなと考えております。

そこで、42ページの7番の子どもの権利の啓発について、内容をどう書いてくださいというよりは一つの意見です。今、小学校で保護者向けに、1年に1回人権の授業参観と人権の懇談会があっています。その中で、市が作成したんだと思いますが、毎年同じ、まちのいろいろな人たちが生活している様子があって、この中で人権問題はどれでしょうとかというクイズのプリントがあるんです。私が覚えているだけでも4年間ぐらい毎年同じプリントを使っているの、保護者もみんな答えをわかっているんですよ。一般の保護者が人権問題について考えるととても貴重な機会ですので、ぜひその機会を有効活用してください。このプリントはとてもすばらしいプリントだと思いますが、1種類ではなくたくさんのバリエーションをつくっていただいて、その中で子どもの権利についても一般市民が理解できるものを作成していただければ、この成果目標の数字が上がる方向に行くのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。先ほどの児童虐待に関しても、今の子どもの権利に関しても、研修する場としては学校というのはもう大きな位置を占めていると思います。その中で、同じプリントを毎回使うとなると、もう2度と来たくなくなります。その辺は検討の余地があると思いますので、担当に検討していただきたいと思います。

○副会長 私も、子どもの権利の啓発ということで発言したいと思います。権利の啓発についてディスカッションする場があまりにも少ないと思います。子どもの権利については前回の審議会でも発言させていただきましたけれど、本来なら総合計画全体にわたる根本的な理念として位置づけられるべきものですよね。特にこの専門委員会が「子どもの権利を尊重する社会づくり」となっており、それが社会的養護や児童虐待防止を内容としているのは、極端に権利侵害が行われている分野であるから、このようなタイトルがついているのかと思ったりもしていますけど、全体として子どもの権利について認識を深める必要があると思います。

実は、少し前のことですが、子どもに関する集まりで、子どもの権利条約のことが話

題になりました。そこには専門家の方たちも結構おられまして、子ども観や見識はすばらしい方たちだと思うんですが、「子どもの権利条約」があることをご存じない方が多いのにびっくりしました。

日本で批准されてちょうど今年20周年なんですけれども、市民への啓発、子どもへの啓発というのももちろん大事ですが、子どもに関わる仕事をする人がいちばんこういうことを意識的に学び、深めなければいけないのではないかと思います。

実際に権利侵害と言えるようなことがいっぱい起きているわけですから、子どもの権利という観点から考えたときにこれはどういう問題なのかということを、議論できるような状態にしていくことが、大事な気がします。ですので、計画の中で「子どもの権利の啓発」という項目は置かれていますけれども、研修の仕組みなどについて、もうちょっと具体的にすべきではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。

全ては子どもの権利条約がベースになっているんだろうと思います。その中で、子どもの権利条約そのものを知らなければ、どう守っていいのかもわからない。となれば、教師、保育士も含めて、子どもの権利条約とはどういうものなのかという啓発の場や研修の場などがしっかりと保障されるべきではないかというご意見だったと思います。

学校の先生も子どもの権利条約を結構知らない。あれが国連で採択されて、日本の批准がおくれたときに、いろいろ問題になったのは子どもの意見表明権を認めるか認めないかで、先生たちは認めたくなかったわけですね。そういうところもあるので、もっと啓発をしていく仕組みを、しっかりと具体的なレベルで書いていくことが必要なのではないかと思います。

済みません、私見を挟みましたけれども、ほかにご意見ございましたらどうぞ。

○委員 その42ページの上の貧困の話なんですけれども、子どもの貧困防止法でしたか、何か新しい法律ができて、その内容ぐらいいか書いていないんですが、でも、午前中の要望の中でも、医療費を減免してほしいとか、保育料を減免してほしいとか、ひとり親の問題とか、親の貧困が子どもの貧困にすごく影響していて、それが虐待に影響していたりとか、メンタルヘルスだとかいろいろなものがある。具体的に何を書くかは難しいんですけれども、子どもの幸せとか子どもの権利を考えると、生まれてきた子どもに差はないわけですから、子どもが貧困な家庭に生まれたことが一生に影響していくことがないような仕組みをつくっていくことが多分ベースなんだろうと思っていて、もうちょっと具体的にいろいろ書いてほしいなと思いました。その貧困という視点が、特に午前中のアンケートなんかも全く抜けているなと思った次第です。

以上です。

○会長 経済格差も含めて、貧困の連鎖はかなり問題になっていますので、そこをどうフォローしていくのかというのは行政なりの役割になってくると思います。その具体案を検討していただけたらというご意見だったと思いますが、事務局から。

○事務局 委員が言われましたように、昨年25年6月に子どもの貧困対策法が公布されておりまして、今年、26年1月17日に施行されております。現在、内閣府で子どもの貧困対策会議というのが設置され、子どもの貧困対策に関する大綱が策定される予定でございますので、その辺も踏まえて、この辺は少し盛り込む形にしたいと考えております。以上です。

○会長 では、国の施策も踏まえて、より福岡市の独自性なり子どもたちにとって有効で具体的な手だてを記載していただけたらと思います。
そのほかありましたらどうぞ。

○委員 6の子どもの貧困問題の対応のところに、子どもの学びと居場所づくり事業というのはすばらしいなと思って拝見していたんですけども、これは実際、福岡市では今何カ所ぐらいどのように実施されているのか、教えていただけたらと思います。

○事務局 ご指摘の子どもの学びと居場所づくり事業は、生活保護世帯を対象としています。生活保護自体が、最低生活を保障するという役割とともに、その世帯の自立を助長するという目的をあわせ持っておりますので、その自立を助長するという目的で、国の事業、プログラムとして、福岡市でも平成24年12月から実施しています。今、全市の中で四つの中学校区で実施をしている状況で、実施してまだ1年半ぐらいが経過しているという状況でございますので、実施をする中であってどういった課題があるのかといったことも含めて、今後の展開についても検討しているところです。
以上です。

○会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。それは、中学校の空き教室とかを利用して、NPOさんなどに委託してという感じなんですか。

○事務局 実際の場所については公表しておりませんが、具体的な場所としては、小学校区の公民館等を利用して実施しております。実施主体については、こういった学習支援をしていただけるような団体さんに共同で事業体を組んでいただいて、NPOの事業体に委託をお願いをしています。

○委員 増えるといいですね。

○会長 そのほかにありましたら。

○副会長 子どもの貧困については、言葉だけではなかなか実態がつかめないという問題があるのかもしれないと思います。私どもが開いているフォーラムで、貧困家庭が多い地域の問題に取り組んでいる方が発表されたんですね。とにかく、子どもたちが毎日食べる物に困っている状態があるんだそうです。給食が唯一の栄養源だということで、お勉強には行かないけどとにかく学校には行く、それは給食があるからだということなどを聞きまして、この福岡にそういう地域があるんだということを初めて知って、ほんとうに驚きました。

「子どもの貧困対策法」までできたということがあるんですけども、子どもの生活の実態というか、リアリティーがもっと知られていく必要があるのではないかと思います。今の時代この日本で、一日一食をまともに食べられない子がいるという、許されないような実態がある。

その方がおっしゃっていたんですが、家庭が崩壊しかけていて、お母さんが食べさせてくれないとか、貧困のために食べるものがないとか、いろいろ重なっていて、子どもは万引きをする気力さえないというようなことも言っていました。お母さんに「何とかしましょうよ」と言っても、ただ泣くばかりで、何ともできないという状況がずっと続いていると言っていました。

家庭もそういう状態ですので、例えば、児童相談所で一時保護になるような子どもがどれくらいいると思いますかと質問した方があって、そしたら、ただちに一つの校区に100人はいると思いますという言葉が返ってきて、みんな息をのんだんですけど、いや、少な目に言ったんですがねと言っていました。

実際にはそういうことが福岡市内にも起きているということがもっと知らなければいけないし、変わらなければいけないんだろう、と思います。「総合計画」の中にどのように盛り込んだらいいかわからないですけども、そういう実態を知ることでもある重要なことではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。子どもの貧困に関しては、経済格差、学力格差にもつながっていて、それが連鎖していくという状況もありますので、まずリアリティーをつかむということに、私たちも含めて努力していけたらいいなと思います。

そのほかありますか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 じゃあ、私のほうからよろしいでしょうか。

40ページの子ども・若者の自立支援の主な事業ですが、まずQ-Uアンケートの実施です。Q-Uアンケートの信頼性と妥当性はもう確認されておりますが、入っているのが小学校6年生から中学校2年生までなんですね。しかも、6月に1回だけで、業者に委託している。それが返ってくるのが、早くて7月10日前後なんですね。ということは、子どもの実態も変わっているし、学校の先生からすれば成績づけで忙しい。なので、実は有効に活用している学校のほうが、私の調査では少ない。

Q-Uアンケートを使うことに反対ではないんですけども、もし使うのであれば、小学校3年生から中3までしっかりと使う、そして年2回行うことが必要なのと、業者に頼まない。業者に頼むのは、ちょっと専門的ですが、ハイパーQ-Uといってパソコンで返ってくるものなんですけども、先生自身がプロット図を使ってつかむというやり方もあって、そこは工夫の余地があるのではないかと思います。

2点目は、午前中も言いましたスクールカウンセラーの配置です。ここにも、「全中学校・高等学校へ配置」と書いてありますが、特別支援学校への配置はありません。どう考えても、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置しない理由が、私には理解できません。そこをぜひ私は入れてほしいと思います。

3点目ですが、いじめゼロプロジェクト、これはメッセージ性としては非常に高いものだと思います。しかし、学校の先生たちのお話を聞くと、急に降ってきて誰を選ぶかということで、結構大変な作業があるんだそうです。いじめの問題は、大津を含めて、今長崎でも問題になっていますけれども、大人のパワハラ、セクハラも含めて、これは人権問題にも絡む大きな問題だと思いますので、イベント性ではなくて、より実効性の高い施策を考えていくべきではないかと思います。

何か、全体を通してご意見がありましたら。全体について結構です。

○委員 目標2とか3とかあるのではないですか。

○会長 一応1から3まで全部議論は終わりましたので、全体を通してあと10分程度意見交換ができればと思います。

○委員 最後の43ページに子どもの社会参加ということが書いてあるんですけども、具体的にどんなことをイメージしているんですか。とても立派なことですが、当然必要なことですし、これをわざわざ書かなければいけないというのは何か寂しい気もするんですが、具体的にどんなことをイメージしていますか。

○会長 事務局、子どもの社会参加の具体的なイメージについてお願いします。

○事務局 主な事業として「子どもの夢応援事業」という事業名を記載しておりますが、子ども会や自治組織など、地域の中でも子どもに関する様々な事業が行われておりますが、どうしても大人主導になりがちなこともございます。そういった中で、この事業は、子どもたちがみずから企画、立案をしていく、そういった事業に対して大人が応援をしていくといった活動に対して、市として助成制度を設けて支援をするものです。具体的には、そういった行事や活動の経費の一部の助成として、3分の2、6万円を上限といたしまして助成しているところです。24年度が28件、25年度で30件を助成している実績がございます。

以上です。

○委員 それはそれでいいプロジェクトだと思うんですけど、ほんとうは、日常生活で子どもの意見がきちんと反映されるのが当たり前という世の中にしたいわけですよね。まあこれは市の計画なので、そんなのは……。どうなんだろうね。これは委員のほうที่詳しいかもしれないし、何かアイデアないですか。それこそイベント的な感じがするんですよ。

○副会長 子どもの社会参加ということでは大人が変わらなければいけないんだろうと思います。子どもの意見によく耳を傾けて聞く、受けとめる、言える雰囲気をつくるとか。子どもの社会参加の前に子どもの意見表明というのがあります。ほんとうの意味で子どもの声を聞いているのかなと一人一人がきちんと考えるようなものが必要なんだろうと思います。事業ということで考えると、例えば啓発のためのリーフレットを作成して市民に配るとかいうようなことだってあるかもしれません。

私は、事業というよりも、どうしても意識の問題として捉えるし、大人が変われば子どもはどんどん参加してくると思うんです。学校の運営についても、参加したい、していいんだという意識を子どもが持ち始めるようになると思うんです。今の子どもたちは、どうせ言ってもしょうがないとか、学校の運営に参加するなんて想像もできないみたいな今の日本の状態があると思いますけれども、それは、大人の考え方や態度にあらわれ

ていることがそうさせているんだろうと思います。そういう意味で、日本は非常におくれていると思います。外国なんかを見ると、子どもが学校運営に参加しているとか、先生に対しても意見を言うことが当たり前のようになっている。そういうことが子どもの権利の実現ということだろうと思うんです。意識的に取り組まれた結果、そういうものになっていると思いますので、私たちもそのようにめざしていきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。外国の事例を考えますと、子どもたちは、どこに行っても自分たちの意見を言います。でも、日本の子どもは、言えない、言わない状況なんですね。実は、これには大学でも困っております。

ほんとうに、言ってもらう中でいいものをつくっていかないと、幾らここで市民参加と言っても、市民も声を上げない、自分のことしか考えないことになりますので、そのコーディネーターなりプロモーションなりを市の当局でやるのが一つの役割かなと。その一つとして、NPOとの共働事業を提案型でずっとされてありますけれども、ああいう中で子どもの意見を拾うプロジェクトを採用するということが必要かなと思います。

時間が来ましたのであれですけれども、最後に私から一つ。これに載せるということではないんですけれども、子ども総合計画で一番大事なことは、午前中もありましたが、少子高齢化をいかに防ぐかということなのではないかと思っています。子どもがいない限り、私たちの年金もどうなるのか、非常に心配です。一つあるのは、午前中のアンケートの中に、相談の中に、不妊治療について、5名の方が高過ぎると書いていましたけれども、いかに子どもを生みたい、育てたいまちにするのかということは大事なことで、それから、不妊治療に関しては非常に高過ぎる状況があると思います。

少子高齢化については、今、フランスが成功してきていますので、福岡市も何らかの施策を打って、不妊治療の助成をするなり、3人目の子どもからいろいろな補助を手厚くするなりの福岡市独自のプランを考える。ほんとうに子どもが少なくなってしまうたら、こういう会議そのものも成り立たなくなってしまうので、その根本的なところも含めて、いつか少し議論できればいいなと思います。

最後にどうしてもこれだけは言っておきたいという方はいらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 そうしましたら、事務局の方々は非常に大変かと思いますが、子ども総合計画というのは今後の福岡市の将来、子どもたちへの投資、未来への投資のベースになるものだと思いますので、今日の意見、提案、議論を踏まえて、まとめていただけたらと思います。

あと、個人的にご意見がおありの方は、事務局にメール等をいただければ検討すると

いうことですので、連絡をお願いいたします。

これを実現することが大事なことだろうと思います。単刀直入に申しまして、こういう審議会を何回やっても実現しなかったら無駄です。だから、いかに予算をとるのかというところを、迫力を持って行政担当者の方にはやっていただきたい。もしこれを実現しないんだったら、する意欲がないんだったら、こんな審議会は税金の無駄使いだと思います。委員の時間も無駄になります。ぜひ迫力を持って、皆さんの意見を投映するようなものにしていただけたらありがたいと思います。どうもお疲れさまでした。

では、事務局にお返しいたします。

閉会

○事務局 どうも皆さん、熱心なご議論をほんとうにありがとうございました。最後に会長から、厳しいご叱咤といいましょうか、激励の言葉をいただいたと思います。今後私も、信念を持って、迫力を持って、子ども行政に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務的なご連絡をさせていただきます。本日の会議につきましては、議事録を作成いたしまして、公表することとなっております。後日、議事録の内容を事前に確認いただきます。メールまたは郵送で内容をお送りいたしますので、確認のほどよろしくお願いいたします。

また、今後のスケジュールについてでございますが、午前中も申し上げましたように、8月から9月にかけて今年度第2回の審議会を予定いたしております。本日皆様からいただいたご意見等を踏まえて計画を修正し、次の審議会でお示しする予定といたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」専門委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会